平成３０年７月４日

東近江介護サービス事業者協議会

会　員　各　位

東近江介護サービス事業者協議会

　　　 　　　　 　　　　　　　　　　会　長 　後　藤 　　清

「滋賀県医療福祉推進課との意見交換会」への意見・要望等の募集について

　平素は、当協議会の運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

　さて、滋賀県介護サービス事業者協議会連合会と滋賀県医療福祉推進課との意見交換会が８月下旬（予定）に開催されることとなりました。

　つきましては、介護保険事業者として、またサービス提供の専門職として、この意見交換会に会員の皆様からの意見を集約し提出したいと考えております。

本年４月に行われた介護保険制度改正・介護報酬改訂への意見や人材確保に関する要望、課題、また、日頃、疑問に感じておられること等を別紙に記入いただき、合わせてその解決方法や対応策なども記入いただけると幸いでございます。

**意見募集の締め切りは、平成３０年７月１７日（火）**とさせていただきます。

　なお、頂戴したご意見等は、本協議会役員会及び滋賀県介護サービス事業者協議会連合会役員会にて調整いたします。必ずしもご提出いただいた意見、要望等が、県との意見交換会へ提出されるものではありませんので、予めご了解をお願いいたします。

（意見提出先）

事東近江介護サービス事業者協議会　事務局（総務担当）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東近江市社会福祉協議会　北邑

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒527-0016　東近江市今崎町２１－１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL 0748-20-0502 FAX 0748-20-0543

　　　　　　　　　　　　　　　メールアドレス　eomishakyo-kyokucho@e-omi.ne.jp

* 提出いただいた意見等に関し、後日、問い合わせ等を行う場合がありますので、意見、要望

の作成担当者氏名をご記入ください。

* 本通知文及び意見、要望、提案事項シートデータは、東近江市社会福祉協議会ホームページ

「お知らせ」欄に掲載していますので、ご活用ください。

＜意見、要望、提案事項＞

滋賀県に対する意見、要望、提案事項について記入してください。（滋賀県の担当者より「現状の課題として意見を言っていただくのはいいが、その対応策としてこのようなことをしてほしいという内容がないため、ただ聞くだけに終わってしまいます。県がどのようなことをしたら良いのかという提案をしていただけると対応策を検討します。」と言われています。）

|  |  |
| --- | --- |
| 法　　人　　名 |  |
| 所属（事業所・施設名等） |  |
| 連　　絡　　先 | ℡　　　　　　　　　　　　fax |
| 意見、要望作成の担当者氏名 |  |

１．日頃業務を行っている中で困っていることや課題・問題点。その解決方法についての提案

２．人材確保についての意見、要望、提案

３．介護保険制度改正・介護報酬改訂に関しての意見、要望

４．その他滋賀県に対する意見、要望、提案

**ご協力ありがとうございました。平成３０年７月１７日（火）までにご回答下さい。**